

第3回京北地域保育所の今後の在り方に係る検討会
会議録

| | |
|-----|---|
| 日時 | 令和8年1月28日（水）17：00～18：30 |
| 場所 | 周山保育所 |
| 出席者 | 保護者代表6名（各保育所2名） 田中京北自治振興会会長 村山京北自治振興会副会長 樋口京都市右京区役所京北出張所長 野尻京都市ひかり保育所長 山本京都市弓削保育所長 和田京都市周山保育所長 香中京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室公営保育所課長 森下京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室保育内容向上課長 長坂京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室保育施設支援課長 高橋京都京北小中学校校長（オブザーバー） 事務局：京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 |
| 次第 | <議題> 1 京北地域保育所の今後の在り方方針について 2 全体を通して |

| | |
|-------------|---|
| 事務局 | <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回京北地域保育所の今後の在り方検討会を始めます。皆様、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。はじめに何点か連絡事項をお伝えします。録音させていただきますので御了承ください。本日の検討会の内容は、後日、ビラを作成のうえ、保育所の保護者をはじめ、京北地域の皆様に全戸配布により周知し、京都市ホームページにも資料や録音とともに掲載する予定としております。周知チラシ作成の関係で会議風景を写真撮影させていただきますので、御了承ください。また、2月3日に開催される京都市はぐくみ推進審議会幼保推進部会の中で、京北地域の保育所の今後の在り方に係る検討状況として今後の在り方方針の内容を報告させていただきますので、参考にお伝えいたします。傍聴者の方は御発言いただけませんので、御了承ください。本日の進行についてですが、限られた時間で皆様から広く御意見をいただき、有意義な議論を行うため、御発言はできる限り簡潔にしていただくなど、効率的な進行に御協力をお願いします。次第の中でも、最後に「(2)全体を通して」という議題を用意しておりますので、保護者の皆様が各保育所でお聞きいただいている御意見やその他の御意見はそちらでお願いします。時間内に御発言できなかった御意見等がございましたら、お手元の意見票に記載いただき御提出ください。</p> <p>では、第3回の開会にあたりまして、幼保総合支援室公営保育所課長から御挨拶申し上げます。</p> |
| 公営保育所 課長 | (公営保育所課長挨拶) |
| 事務局 | <p>まず、本日の資料の確認をお願いします。</p> <p>(配布資料の確認)</p> |
| 周山保護者 | <p>それでは、次第の議題に沿って進めさせていただきます。まず、「(1) 京北地域保育所の今後の在り方方針について」です。主に資料1を基に事務局から御説明いたします。</p> <p>(資料1、2を基に京北地域保育所の今後の在り方方針の説明)</p> <p>今後の在り方方針の内容について議論したいと思います。方針全体を通して、気になる点や御意見がございましたらお願いします。</p> <p>前回、地域に向けての説明会を実施されないかお聞きしたが、今回の意見の中にも地域に向けて説明をしてほしいという意見や、反対の意見も提出されている。説明をする場を設けることは考えているか。</p> |
| 事務局 | <p>現在の検討状況については、検討会を実施させていただいた上で、検討会に参加していない保護者や地域の方にも周知チラシの全戸配布など周知をして、御意見をいただいている。方針を策定した後に関しては、保護者説明会などを実施し、その</p> |

| | |
|--------------|---|
| | 中で地域の方も含めて説明を行うことは考えていく。 |
| 周山保護者 | つまり、確定したことを伝えるということか。 |
| 事務局 | 大きな方針は固めたうえで説明することになる。方針が決まっていないなかでの現状においては検討状況を周知している。中には反対の御意見があることも把握しており、当然、方針を決めたから終わりというわけではなく、今後の運営を考えるうえで引き続き御意見は聞く。ただ、大きな枠組みとして保育所再編の内容については、最終的に本市として責任を持って確定したものを説明する。 |
| 周山保護者 | 少し話がずれてしまうかもしれないが、保育所ではなくてこども園にするという選択は難しいのか。私は1人目、2人目の入所時点では仕事をしておらず、もしそのときに幼稚園があれば、子が3歳児のときは入れていたかもしれない。今となつては仕事をしていて、2歳児もいるので、保育所で良かったと思っているが、幼稚園があればと考えている御家庭も、一定数いるのではないか。現在、保育所しかないため、本来であれば仕事をしていない場合は入所ができず、こども園であればそうではないと思うが、現在の実態としては難しいのか。 |
| 公営保育所 課長 | 今後の在り方方針「1 はじめに」に記載させていただいたが、元々、休所中の細野保育所を含め、旧京北町から4つの保育所を引き継いだ。例えば認定こども園や幼稚園など色々な手法はあるのかもしれないが、京北地域では公営保育所が保育需要を満たしてきた経過があり、児童数の減少に伴って集団での活動が制限される中、保護者の方の選択肢を極力奪わず、児童の最善の利益として保育の質も落とさず、保育環境も維持しながら検討できないかというのが今回の検討の始まりである。幼稚園や認定こども園、認可外保育園などが民間で入ってくることは、可能性としてはなくはないが、それを前提に据えた議論や状況にはなっていない。 |
| 周山保護者 | 中・長期的に小学校の近くに保育所を新設する際に、こども園にするということを視野に入れてもらうことはできるか。 |
| 事務局 | 可能性を全て否定するものではない。ただ、こども園の移行には様々な要件があるが、名前だけ変えればいいということではなく、そもそも現在の保育所から何を変えるのか、何のためにこども園にするのか目的を考える必要がある。 |
| 保育施設 支援課長 | こども園を作ると幼稚園部分として3歳以降を預けられるということだが、保育所がバイブルにしている保育所保育指針と、認定こども園がバイブルにしている教育・保育要領は、3歳以降についてはこども家庭庁で一本化されており、幼児教育・保育の方向性は基本的に同じになっている。「10の姿」という、子どもたちが小学校に上がるまでに育ってほしい姿を示すものがあるが、それも保育所 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>保育指針、教育・保育要領でも同様に謳われている。つまり、保育所であることと、認定こども園であることが、3歳以降についてはほぼ変わりなく、1号認定（幼稚園の利用対象）と2号認定（保育所の利用対象）に分かれるが、どちらも同じ幼児教育・保育を受ける。保育所を利用するため仕事をしているなどの保育要件が必要だが、求職中などの要件で入所されている方も多い。また、0歳から2歳までの年齢は、保育所として預かることになる。京北地域の就学前児童を預かる施設としてどの機能があれば良いか、考えてみることは必要だが、保育所であってもこども園でも同じように預かることになる。</p> |
| 周山保護者 | <p>（新たな保育所の）名称について特段の異論がなかったため、「仮称」を取り除くとのことだが、（京都京北保育所は）だいぶ硬い印象を受けるので変えた方が良いのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>名称について、ぜひ御意見をいただきたい。</p> |
| 公営保育所 課長 | <p>小中学校が「京都京北」という名称のため、それに準じた仮称としていたが、特に意見がなければそのまま決定したいと考えていた。かつて小中学校の名称を決めるにあたり「京都」を冠した背景には、他地域に「京北」という名称の学校があり、混同を避けるための当時の協議があったようである。改めて、「京北」単独の方が良い、あるいは平仮名の「けいほく」が望ましいなど、名称に関する意見を伺いたい。</p> |
| 弓削保護者 | <p>新しい施設にする際、病院内の施設や高齢者施設などでも公募事例があったと記憶しているが、今回も公募という形を取ってもよいのではないか。</p> |
| ひかり保護者 | <p>個人的な意見であるが、「京都市京都京北」という名称は「京都」という言葉が多すぎるのでないかと感じている。「京都京北」とするならば、「京北」に絞る方がよいと思う。</p> |
| 事務局 | <p>「京都市」というのはあくまで正式名称であって、現在も「京都市周山保育所」、「京都市弓削保育所」、「京都市ひかり保育所」という名称を条例で定めている。</p> |
| ひかり保護者 | <p>「京都市京北保育所」の方がいいと思う。また、分園について、可能であれば「ひかり分園」という名前にしてもらいたい。分園になるのは仕方がないと思うが、「ひかり」の名称を大切にしてもらえると嬉しい。本当は「ひかり園」が良いと思ったが、実態を明確にするために本園と分園という関係性を示す「分園」の表記が必要であることは理解している。地域からも「ひかり」の名称に関する経過なども聞いており、地域の思いを汲んでいただきたい。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 公営保育所 課長 | 条例上の正式名称には分園などとなっても、実際に本園・分園で運営しても、地域や保護者の方からなじみのある「ひかり分園」と自然に呼ばれることも想定されるが、地域の通称としてのイメージか。 |
| ひかり保護者 | 名称変更時に行政上手続きも必要ではないか。 |
| 事務局 | 条例改正が必要となる。 |
| ひかり保護者 | その際、なぜ「ひかり分園」とするのか疑問もあるかもしれないが、条例上問題になるわけではないと考えている。意見として受け取ってほしい。 |
| 事務局 | 今回の再編にあたっては、細野保育所を含む4つの保育所全てを再編して新たな保育所を設置するイメージであり、案としては特定の名称を残してはいなかつたが、「ひかり」の名称の歴史的経過など、これまでからお伺いしているところである。ひかり保育所以外の保護者の皆様は分園の名称について御意見ないか。 |
| 弓削保護者 | 馴染みのある名前の方が、確かに周囲には伝わりやすいと感じる。 |
| 京北出張所長 | 小中学校の際は、元々「京北」という名称が一番良いとなっていたが、東京都に同名の「京北中学校」があり、差別化のために「京都」を付して「京都京北」とした経緯がある。当時は「京北誉」など、他に候補もあったが、子どもには難解な漢字が含まれているのはどうかなどの意見もあり、最終的に「京都京北」に決まった。他に同名の施設がないのであれば、「京都」とつけるのは少し堅苦しい印象があり、子どもたちが自ら保育所の名前を書いたり使ったりすることを考えると、平仮名の「けいほく」程度が親しみやすいとも感じる。「京北」という地名自体、昭和30年3月1日に京北町ができてからで、まだ70年ほどしか使われていない。地名は「周山」などさらに古くからのものの方が馴染みがあることが多く、70年ではまだ認知度が十分でない面もある。「京北」を「きょうほく」と呼ばれることもあり、わかりやすく確実に浸透していくために平仮名の「けいほく」も一つの案として考えられる。 |
| 京都京北 小中学校校長 | 学校名の決定時は公募が行われ、出てきた候補の中から検討して今の校名となっている。募集することで、自分事として考えていただけることにつながっていき、自分たちが作ったものと実感していただける機会になるかと思う。 |
| 自治振興会 副会長 | かつては家庭保育が主流であった時代、周山も細野も宇津の子もバスでひかり保育所に通っていた。「ひかり」という名前は、1360年に常照皇寺を開山された、北朝の光厳上皇に由来している。南北朝の歴史は悲惨な争乱が60~70年ぐらい続き、第二次世界大戦まで戦乱の世が続いてきた。戦争孤児も多く、母親は子どもを |

| | |
|-------------|---|
| | <p>育てながら農林業をして生活しないといけない厳しい状況だった。昔は田仕事をする時には畠のところに藁を敷いて、子どもを寝かせながら田仕事をしていた。それを見かねて、常照皇寺の総代さんが町の方に保育所の開設をしてもらい、児童福祉の要件に欠ける子どもを優先的に保育所で保育していただいて、家庭を支えていただいていた。「光を当てる」という意味で、光厳天皇の「光」を取って、読みやすいように「ひかり保育所」となった。その経過もあり、当時は常照皇寺の住職が園長をされていた。我々はその時代の話をずっと聞いて育てられ、小学校や中学校の校外活動でもお寺にお参りをするのが恒例行事であった。京北町合併後、ひかり保育所から、だんだんと弓削や細野と保育所が派生していった。年配の方々にとって「ひかり」は非常に思い入れの深い名称である。50年以上経って、今の時代に合わないのであれば、今の時代の人達が新たな名称で出発すれば良いし、公募などを通じて、皆が愛着を持って育てていけばいい。</p> |
| ひかり保護者 | <p>名称について、大人だけでなく子どもたちの意見も聞いて考えるといいのではないか。大人の発想とは異なる子どもならではの視点を取り入れるのは良いことだと思う。少し話が変わるが、自分が通った保育所や小学校がなくなっていくことに寂しさを感じている。ただ、人数が少なくなっていることは分かるので再編については仕方ないと思うが、子どもたちの思い出が何らかの形でつながるよう、子どもの意見を採用するなどの工夫をお願いしたい。</p> |
| 弓削保護者 | <p>再編まであと1年あるが、今後決定した事項はどのように保護者へ伝えられるのか。今回、弓削保育所の保護者からの意見はなかったが、気になっている方もおられると思う。</p> |
| 事務局 | <p>今後の在り方方針はあくまで大きな方向性を定めるものであり、例えば行事をどうしていくかなど、今後の運営の詳細は検討していく必要がある。本園・分園の選択していただくためにも、できる限り具体化して適宜お伝えしていきたい。</p> |
| 公営保育所 課長 | <p>方針が固まれば各保育所で説明会を実施する。1年程度の期間をかけて運用の詳細を決めていく際も、適宜、保護者の御意見を聞きながら進める予定である。その際に、現在の保護者代表の方に意見集約の依頼などをお願いすることは基本的には考えていない。</p> |
| 周山保護者 | <p>意見があれば、隨時、所長等に伝えて検討してもらえるという理解でよいか。</p> |
| 公営保育所 課長 | <p>それでいい。例えば本園と分園の申込情報を臨機応変に教えて欲しいなど、具体的な細かい部分は、今後の運用の部分で固めていく箇所になるため、不安に思われる点については、しっかり確認して答えていく方針である。現在の方針に含まれていない点についても、御意見を聞きながら進めていきたい。</p> |

| | |
|---------|---|
| ひかり保育所長 | <p>保護者の皆様にはどうなっていくのか不安もあると思うが、3保育所で行事や子どもたちの過ごし方、子育て支援、交流会の持ち方など、子どもたちの実際の姿を共有しながら進めていく1年にしていきたいと思っている。悩みや疑問があればその都度話していただき、子どもにとって最善の方法を一緒に考えていきたいと考えており、御意見いただけたら嬉しい。</p> |
| 弓削保護者 | <p>合併後の保育については、良い面があるとは思うが、やはり日曜日の運営が個人的には気になっている。冬は積雪も厳しい地域であり、日曜日に子どもと2人で街に行くことができない。車で1～2時間走れば、日曜日や祝日でも開いている施設はあるが、京北にはそのような施設がなく、子育てをしていく上で、この地域に住むのが大変だと感じる。雪遊びができる年齢ならいいが、0歳だとできず、雪遊びできるようになったとしても、吹雪いて外に出られないこともある。そうなると家の中で閉鎖的になってしまう。日曜日だけとはいって、日曜日も年間52日あり、年末年始なども重なると影響が大きい。地域全体が子育てしやすい地域になるためには行政としても保育所の運営だけでなく、それ以外の面での子育てのしやすさを考えていきたい。小中学校も合併して6年経つが、跡地活用はうまくいっていないこともある。今後検討してもらう中で、自分が子どもを育てている数年の中に、周山保育所など跡地が子どものために活用されるのか疑問である。例えば京丹波町であれば自然公園があり、土曜日に役所の中で開いている図書館のカフェがあるところもある。南丹市日吉でも日曜日に開いている図書館がある。京都市にもこどもみらい館などもあるが、そのような施設がないと、この地域の子育てはしにくい。「こんな場所が京北にあるので良かったな」とはなりにくい。日曜日には職員がいないからできないというのではなく、例えば民間に入ってもらうとか、そのような取組を直ちにしていただかないと、移住希望者にこの地域は選ばれず、地域から出していく方も増えるのではないか。</p> |
| 公営保育所課長 | <p>日曜日の施設開所などは、資料2の12～17番のあたりで前回の御意見と今考え方のお答えを記載している。我々は保育所の運営部署のため、跡地活用で直ちに何かできるということは基本的にはない。地域で需要があると主体的にお声を上げていただく中で、連携できるところはさせていただく。我々が「これができます」と今のところ約束できることではなく、地域からもお声を上げていただく必要がある。土曜日の保育所開放に関しては、今回の在り方方針に盛り込んでいるが、日曜日は今のところ検討課題で、管理の問題もあり、職員がいない中の対応は今できるとは言えない。子どもの遊び場の点で課題があるというのは、この検討会の中でも十分にお聞きしているので、保育所の運営に合わせてできる部分での対応を考えていると御理解いただきたい。</p> |
| 弓削保護者 | <p>こどもみらい館の運営はまだ別の部署か。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 公営保育所 課長 弓削保護者 | <p>部署は違う。</p> <p>こどもみらい館は行く日を決めてネットで予約ができる。土曜日の開放について、事前申し込み制はハードルが高いという話があったが、保護者が電話などすることもなく、スマホで保育所に「遊びに行きます」と簡単に申し込めるなど、保育所が気軽に子どものために利用できるようになればいいと思う。</p> |
| 公営保育所 課長 | <p>前回の意見を踏まえ、「事前申込制」については在り方方針からも削除している。安全確保の観点があり、事前にお伝えいただくとありがたいという思いを込めて前回は記載したが、運用する中で事前申込を義務付けなくても、大きな方向性としては固めていけると思い、削除した。</p> |
| 弓削保護者 | <p>土曜日の保育所開放は令和9年からスタートされるのか。</p> |
| 公営保育所 課長 弓削保護者 | <p>そう考えている。</p> <p>日曜日の開放や跡地の活用はまだわからないということか。5年、6年と活用されないようであれば、本当に子育ての場所がない。</p> |
| 事務局 | <p>子どもの遊び場の確保について御意見をいただきなかで、保育所の運営の中できることとして、土曜日の保育所開放を挙げている。日曜日や祝日となると管理の問題など、様々な課題がある。子育て支援施設としての跡地活用という点についても、市が直営で運営するとなると持続的な運営ができるかという観点は切り離せない。どのような活用が望ましいか地域が主体となって考えていただき、どのように運営ができるか地域が行政と一緒に考えていただく必要があると考えている。</p> |
| 弓削保護者 | <p>在り方方針に記載している⑫のアクション項目を見たときに、あまり魅力的なことがないようにも感じる。「(4) 地域の子育て支援・移住支援の取組充実(P10)」の主な取組⑧～⑫のうち、⑩の土曜日開放は今回考えていただいたことだが、それ以外の⑧、⑨、⑪、⑫については、個人的には魅力がない。統合して人がいないからできないことがあるのかと感じてしまう。保育所を利用している人にとっての、統合することによる子育て支援の充実が足らないと思う。⑫の項目は、外部の子どもに向けてのPRなので、今京北に住んでいる人にとってのメリットではないと感じる。</p> |
| 事務局 | <p>確かに「(4) 地域の子育て支援・移住支援の取組充実」については、移住支援に資するような取組や未就園児への支援を中心に記載しているので、今保育所に入所されている方に向けた取組としては弱いかもしれない。ただ、一時預かり事業やこ</p> |

| | |
|-------------|--|
| | ども誰でも通園制度も新たな取組で、持続的に運営できるか検討も必要な中で、保育所再編する機会に保育所の機能強化を図ろうと考えてお示ししている。これまで移住促進の観点で、移住を考えていても保育所が利用できないなどの御意見もあり、市内在住が要件である一時預かり事業を柔軟に活用して移住を考えている方にも利用できるようにするなど、広く地域の子育て支援、移住促進の取組という観点で総合的に検討した結果と御理解いただきたい。 |
| 弓削保護者 | 市内中心部などでは一時預かりは元々実施していることではないのか。 |
| 事務局 | 京北地域以外では実施している施設があるが、京北の保育所では初めて実施することになる。これまで京北地域の未就園児世帯であれば、市内中心部の一時預かり事業をしている施設まで行く必要があったが、京北で一時預かりを実施することで、京北地域の子育てのしやすさにつながる部分はあると考えている。 |
| 周山保護者 | 今まで京北でも一時預かり事業は実施していなかったか。 |
| 事務局 | 正確には、余裕活用型として体制や児童数などを踏まえて保育所が可能な範囲で受け入れていることはあるが、一般型の一時預かり事業を実施している保育所はなかった。 |
| 公営保育所 課長 | 街中の保育園でも一時預かり事業を実施している園が全てではなく、今回新たに京北地域で一時預かり事業を実施していくこととしている。現行では、各保育所の余剰のある範囲でなんとか受けているのが実態であり、今回は保育所再編による運営面でのメリットなどを踏まえて、一時預かり事業の人員もつけて新たに実施するということでプラス要素として打ち出している。こども誰でも通園制度も同様に街中でも実施している施設は限られており、新たな12の取組の中で盛り込み実施しようという趣旨である。 |
| 弓削保護者 | ⑪の取組は、その一時預かり事業の補足みたいなもので、12のアクションのうちの1つの項目として掲げるには弱い気がするので、もっと子育て支援をしてほしい。 |
| 公営保育所 課長 | ⑧の取組は一時預かり事業を新たに実施していくというものであるが、⑪に関しては、移住を検討されている方やお試し居住をしている方に関して、市内在住要件を外し、一時預かり事業を拡大解釈して子どもを預けていただけることで移住に資するものと考えている。移住につながるような取組を考えてほしいという御意見を受けて、保育所・子育て支援の部署ができる一つの移住に資する政策のあり方として追加しているのが⑪の取組であると御理解いただきたい。 |

| | |
|-------------|---|
| 自治振興会 会長 | 令和14年度の新設移転については、また今後、3～4年経った段階でどこにどのようにするかは別途検討するのか。 |
| 公営保育所 課長 | 「5 中・長期的な保育所の在り方」の中で、具体的な設置場所については引き続き検討を行う旨を追記しているが、この在り方方針で確定できれば、令和9年度の保育所再編に取り組み、合わせて令和14年度に向けても動き始めていくという流れになると御理解いただきたい。 |
| ひかり保護者 | 少し話は変わるが、幼児は原則本園となると、きょうだいで保育所に預けるときに上の子が本園にいて、0～2歳の下の子が分園ということも考えられる。そうなると保護者の負担が大きい。そのような想定があるか分からぬが、今後幼児だけでも分園と本園で移動できるような仕組みを考えてもらいたい。 |
| 事務局 | 今後、具体的に検討して組み立てていく具体的な保育の内容によるが、本園と分園の交流は当然考えられる中で、その移動に関しては市で実施することを考えている。当然、交流の頻度などは今後しっかりと検討していく必要がある。 |
| 自治振興会 会長 | 児童数が減っていく中で、1つになっていく方向性は、皆やむを得ないと考えていると思うが、周山保育所や細野保育所の跡地活用については、今この場で考えるだけでは分からぬことばかりだと思う。もし施設の活用について、地域や地元が管理もするという話が出てくれば、できるだけその近くの方が利用できるような方向で検討ができる、地域としては良いと思う。また、現在、京北地域は徐々に人口が減っており、移住は大いに歓迎しないといけない。移住促進の取組として、ここなら移住できると思われるようにしてもらいたい。この検討会の中では出なかつたことも、実際に進めていくなかでまた出てくると思う。できるだけ保育所を利用している家庭が最も良いと思うような形で、今後も検討していただきたい。 |
| 公営保育所 課長 | 先ほど名称についての議論があったが、公募した方が良いのではという御意見と、子どもの意見を聞いてみたらどうかという御意見だったが、保護者や地域の方、子どもたちも含めて意見を集めるイメージでよいか。 |
| | (全体的に同意) |
| 事務局 | 他に意見がなければ、議題の「(2) 全体を通して」に移る。その他、他の保護者から聞いていいる意見の紹介や、全体を通して何かあればお願いします。 |
| | (特に意見なし) |
| 事務局 | では、本日の議題は以上になります。本日が予定していた最後の検討会となりま |

す。今後の流れとしては、冒頭御説明したとおり、まず本日の内容について、速やかに摘録や周知チラシを作成して、2月10日頃から京都市ホームページでの掲載や、周知チラシの全戸配布を予定しています。周知後にいただく御意見や全3回の検討会の議論を踏まえて、最終的には年度内に本市として今後の方針を確定してまいります。確定した方針については、改めてまた保護者や地域の皆様に御説明させていただきます。また、方針確定後も、その方針に基づいて具体的な運用等は引き続き検討していくので、気になる点や疑問点などは隨時お伝えいただき、引き続き保護者の皆様や地域の皆様に御意見いただきながら、より良い形にしていければと考えております。

以上で第3回京北地域保育所の今後の在り方に係る検討会を終了します。本日はありがとうございました。また、お忙しいところ検討会に御参画いただきまして、誠にありがとうございました。